〒300-1152 阿見町荒川本郷 1338-15 C-2 tel&fax:895-0340 携帯: 090-1548-5294



あなたのみらいがふくらむまち

海野隆議会報告

メール: sougousenryaku@gmail.com ブログ・ホームページ: 海野 阿見で検索 VOL 2-5

6月議会報告

- ●阿見町平成29年6月議会は6月20日閉会しました。人事案件や専決処分、条例の一部改正3件、平成29年度一般会計補正予算など各種補正予算7件のすべてを可決しました。私も全議案に賛成しました。
- ●政治倫理審査会委員には、いずれも町内在住の 村木貞之さん、太刀沢貫さん、教育委員には岡田 治美さんが同意されました。教育委員の岡田さん は現職のPTA役員であり、取手市のいじめ自殺 など、学校や教育委員会の対応が問われているな かで、保護者の立場に立って活躍するものと思わ れます。
- ●予科練平和記念館の年間パスポートが実現しました。これまでは、友人や知人を予科練平和記念館にご案内するたびに、入場券を買い求めていましたが、これからは一度、年間パスポートを入手しておけば、何回でも入場することができるようになりました。

議会一般質問から



- ●私の今回の一般質 問は、
- 1、 あみ大使の 現状と課題について /ネットワークを駆 使した今後の展開を 図るべきではないか
- 2、広域連携の一層の推進について/体育及び文 化施設、図書館の相互利用を図るべきではないか
- 3、生活道路整備基準の緩和ないしは特例を適用 し舗装整備を推進すべきではないか

4、国民保護計画にもとづく武力攻撃事態等における町民への情報提供、町民の避難,避難住民等の救援,武力攻撃災害への対処等について

という4項目の質問をしました。

誰の立場に立つのか?

●今議会の一般質問では、「し尿汲み取り及び浄化槽清掃エリア分けによる町民の不利益の是正について」質問した同僚議員(久保谷充議員)と執行部とのやり取りが強く印象に残りました。

同僚議員の今回のこの質問は、昨年6月議会に続いてのものです。業者によって、2トン、3トンの汲み取り量になると1万円から2万円も格差のある料金の格差の解消を求めたものですが、前回、執行部が約束した話し合いの結果報告を求めたものでした。

浄化槽清掃料金の比較

	2,000l	$3{,}000$ l
A業者	21,600 円	32,400 円
B業者	31,000円	46,500 円

龍ヶ崎衛生組合 (阿見町他 7 市町村) 加盟自治 体の料金 1,0000 当たり 8,000~10,000 円

(※抜取り量によって相違がある)

●昨年6月の町長答弁では、

「もう昔からのテリトリーが決まってて、今これを崩すっていうこと自体が、もうこれ、できない。そういう状況ですよ。裁判になったら必ず負けるわけですから。そういう中でね、これを現状は今のまま続けていくっていうこと。

あと , 料金に対しても、先ほど言ったとおり従量制だから, 1トンで1万5, 500円か。それぞれ従量によって, それぞれいいとこと悪いとこ



がこうしろっていうことはできない。ただ、そういう話し合いはできると思います。ただ、テリトリーがもう決まって、それを自由競争にしなさいっていう、その話には、これは今は無理ですっていう話です。」

という答弁をしていました。

今回の執行部の答弁では、「1、業者へ調査票を依頼しているが、2業者中1業者から回答がない。2、調査が整わないので、話し合いの俎上に乗らないままだ」という経過でまだ業者との話し合いは行われていないということが分かりました。

さらに、同僚議員が、「このケースで裁判に負ける というようなことはあり得ない。事業所について は、エリア分けはなく自由に許可業者である2社 と契約できる。なぜ、個人では自由に契約するこ とができないのか。どのような根拠なのか?」と いう質問をしましたが、担当部長は充分な回答を 示すことができませんでした。

町長からは、「長い間に決まったテリトリーを崩すことはできない。業者にも生活権がある。議員も 一方の業者からの話だけでなく他業者の話も聞い てみてほしい」と、理解を求める答弁がありまし た。

●町民の立場か、業者の立場か

これに対して同僚議員は、「自分の質問は町民の不公平や不利益を是正したいということで行っている。町民からの強い要望を受けたものだ。業者からの要請など一切ない」と明確に述べていました。

私は、同僚議員と執行部のやり取りを聞いていて、「誰の立場に立つのか」ということを考えさせられました。同僚議員は、「業者を自由に参加させろ」と言っているのではなく、「許可業者は2社のままでも良いからエリア分けを外して、町民がそれぞれ自由に業者と契約ができるようにするべきだ」と言っているに過ぎません。しかし、執行部には「町民」という視点・観点がすっぽりと抜け落ちて、「業者にも生活権がある。現状のままがベストだ」と言っているように聞こえました。

緊急質問

最終日、私は、議長の閉会宣言の前に、阿見町議会会議規則第62条に基づく緊急質問を求めました。緊急質問等は、質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、議会の同意を得て質問することができることになっています。

私が質問したかったのは、去る6月13日から役場庁舎正面に駐車している同和団体の車両の件についてでした。この団体の書記長を講師に呼んで、町は全管理職と議員を対象に「人権・同和問題研修会」を開催した経緯があります。緊急質問は、「これまでの役場の対応や今後の対応」などについて質問しようとしたものです。しかし、賛成少数で緊急質問をすることは出来ませんでした。



車両の左右両側面には、議員名が大書されており、その他に、「なぜビビる?」「糾弾する」「差別者」「明らかにしろ」「かくすな」などという文字が大

書されていました。多くの町民が、このような事態に疑問を持ち、苦情や問い合わせをしているのに、町民の代表に説明をしないというのはまことに首を傾げることです。また、議会自らそうした質問の機会を奪ってしまうというのは、正常な姿ではないでしょう。

無料法律·生活相談

●地域や家庭での日常生活上の問題や法律に 関わる問題などに遭遇して解決できずに悩ん でいる方の相談に応じます。予約が必要です。

予約は、090-1548-5294



●夫婦・親子、結婚・離婚、相続・遺言、土地・家屋の 売買や賃借、金銭貸借(クレジット・サラ金)、中小 企業の経営問題、労務など について弁護士が相談に

応じます。●交通事故の示談交渉(弁護士への相談をお勧めします)や医療事故、損害賠償請求、名誉棄損など人権問題なども弁護士が相談に応じます。今回の担当は宮迫圭秀弁護士です。